

## 教育資金の一括贈与に係る非課税措置

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置についてのお話です。平成27年1月1日から相続税の基礎控除が従前の6割となります。つまり、今まで、相続人が奥様と子ども2人の場合、基礎控除(5,000万円)+法定相続人一人当たり1,000万円×3人の合計8,000万円)までは相続税がかからなかったのですが、これが平成27年1月1日の相続より基礎控除が4,800万円となります。普通の家庭でも、家と土地、退職金、生命保険金等があると、相続税の心配をしなければいけなくなります。そこで出てきたのが、この教育資金の贈与です。

直系尊属(祖父母・父母等)からひ孫・孫・子への教育費(大学入学資金等)を贈与した場合、受贈者一人につき、1,500万円までの金額について、贈与税が課されなくなる(非課税)制度です。

ポイントは次の4つです。

受贈者が30歳になるまでの教育資金が対象です

受贈者一人当たり1,500万円までの教育資金の贈与で平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に拠出されるものです

払い出しの際は、銀行等の金融機関へ教育資金に充てたことがわかる領収書等の提出が必要です。

つまり、銀行等の金融機関で、専用口座を開設し、文部大臣が定めた教育資金について、その金融機関を通して支払い、受贈者が30歳に達した時に残っている残金には、贈与税を課税しますよという制度です。

今でも、子や孫へ贈与した金銭のうち、通常必要と認められるもので、都度、直接教育費に充てるための金銭は非課税です。(ただ、一括に贈与した場合には、贈与になります)

届け出関係は金融機関が行うようですが、この口座は管理料がかかるようです。また、信託銀行の狙いはこのような制度を利用する人は、資産家が多いので、その相続を見据えて遺言信託もやりませんかということになるようです。信託銀行の遺言信託は、とても高額になります。また、教育資金とは、学校の費用と塾等も使えますが、学校以外への支払は500万円までとなっているようです。そうしますと、学校で1,000万円ですが入学金、授業料等で1,000万円を使うとなると、私立の中学から大学まで行かなければ、使いきれないのではないかとと思いますが皆様いかがでしょうか？

## 不易流行とは



不易とは変わらないということ。時代がいくら変わっても、不変なものがあり。また替えてはならないものがあるということ。流行とは、時とともに移り変わっていくもの、また替えて行かなければならないもののことであり、俳人松尾芭蕉は『去来抄』のなかでこう言っています。「不易を知らざれば基立ちがたく、流行を辨(わきま)へざれば風あらたならず」不変の真理を知らなければ、基礎が確立せず、時代の流れを知らなければ、はつらつとした句は作れないということです。俳句に限らず、不易流行は人生の原理。世の中は不易流行のバランスの上に成り立つ。変えるものと変えてはならないものをどう見極めるか、それが経営においても大事なことではないでしょうか？そのなかで、企業を維持、発展させるための4つのポイントを今月は記載していこうと思います。

一つは、創業の理念を大事にすること。その時代その時代のトップが常に創業の理念に命を吹き込み、その理念を核に時代の変化を先取りできているか。二つは情熱です。永続企業は社長から社員の末端までが目標に向け、情熱を共有しています。三つ目は謙虚。慢心傲慢は企業の発展の妨げになります。最後は誠実、企業に誠を吹き込んでください。最後に人を人たらしめる不易、それは学問です。学ぶということ。これからも一緒に学んで行きましょう。よろしく願いいたします。

## 《編集後記》

5月になりました。寒いゴールデンウィークの始まりですね。やっと雪が溶けたと思ったのに、桜の開花も遅れ、今年も異常気象かなと思ったりしています。異常というのは、標準があるからだとも思うのですが、なにが標準かもわからなくなっているような気がするのは私だけでしょうか？アベノミクスが一人歩きしていますが、その財源のために、理念のない増税政策なのではと、・・・デフレ脱却を達成するための経済回復が、この少子高齢化社会でどう実現するのか？その為の財政再建をどうするのか？政治の世界は難しい・・・私達は、やはり企業に有用な情報提供をしていきたい。それがこの社会で一番大切なことだと思っています。

## 日本政策金融公庫

普通貸付金利 1.35~3.60%

経営改善貸付 特利 F1.55

平成25年4月10日より

